

認定経営革新等支援機関の関与を必要とする 中小企業等支援施策

認定経営革新等支援機関(以下「認定支援機関」。)の関与が必要となる中小企業等支援施策についてご紹介いたします。これら施策を活用し、中小企業等をご支援ください。
詳細は各支援制度の実施機関等にお問合せください。

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

認定支援機関が経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが、3分の2(事業者の希望等に応じ十数万円から上限200万円まで)を負担するものです。

(お問合せ先:各都道府県の経営改善支援センター)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html>

経営力強化保証制度

金融機関が認定支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力強化を図ることを目的とした保証制度です。

(お問合せ先:最寄りの信用保証協会)

<http://www.zensinhoren.or.jp>

中小企業経営力強化資金

経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓を行おうとする方で、かつ事業者自ら事業計画の策定を行い、認定支援機関による指導及び助言を受けている方が、当該事業計画の実施のために必要とする設備資金及び運転資金を対象とした融資制度です。

(お問合せ先:日本政策金融公庫)

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/64.html>

経営支援型セーフティネット貸付

一定の借入負担があり、一時的に資金繰りが悪化している方が、財務内容の健全化に必要とする運転資金を対象とした融資制度。認定支援機関等の経営指導により事業計画の策定を行うこと等が必要となります。

(お問合せ先:日本政策金融公庫)

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業等の事業者が、店舗魅力の向上や事務の効率化など経営改善に資する設備投資を行った場合に、税制措置を受けることが可能。適用を受けるためには、認定支援機関等の支援機関から、経営改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受ける必要があります。

(お問合せ先:中小企業庁 財務課)

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2013/0401ZeiseiKaisei.htm>

消費税転嫁対策講習会

認定支援機関が中小企業者の方々に対して「消費税転嫁対策に関する講習会」を開催される際、その開催費用の一部に補助金が交付されます。
ただし平成26年11月30日までに開催される講習会が対象となります。

(お問合せ先:消費税転嫁対策講習会事務局)

<http://www.smrj.go.jp/shouhizei/>